

対象業務の概要

1. 包括管理業務委託に関する総括管理業務

包括管理業務を進める上での総括的な管理業務

2. 不具合通報への対応等

(1)学校（放課後児童クラブを含む）からの破損・故障等の不具合の通報を受けることが可能な電話（メールや本業務受託者が用意するシステムを利用することも検討中）による窓口を設置

（なお、本市とのやり取りは、電話、メール、本業務受託者が用意するシステムを利用、の全てが可能であることを条件とします。）

(2)通報を受けた不具合状況の確認及び原因の特定

3. 施設巡回業務

数か月に1回程度、学校を巡回し、建築物及び設備等に関する不具合について聞き取りや現地調査等を実施。（具体的な回数、方法（現地調査時の点検項目）等については本業務受託者選定の際の提案によることを検討しています。）

4. 点検保守等業務

下記の業務を対象とします。（定期的なもの。不定期なものは下記「5. 修繕等業務」での対応）

- | | |
|-------------------------------|--------------------|
| (1)自家用電気工作物保安管理 | (2)空調設備保守点検 |
| (3)消防用設備等保守点検 | (4)エレベーター保守等点検 |
| (5)階段昇降機保守点検業務 | |
| (6)特定建築物及び建築設備・防火設備定期点検 | (7)受水槽・高架水槽清掃等業務 |
| (8)簡易専用水道等定期検査 | (9)単独浄化槽維持管理業務 |
| (10)単独浄化槽法定検査 | (11)非常用発電機整備点検 |
| (12)給食用グリットラップ清掃及び汚泥・廃油収集運搬業務 | |
| (13)給食用グリットラップ汚泥・廃油焼却処分業務 | (14)給食室厨房排気系統清掃等業務 |
| (15)学校給食施設の衛生害虫等防除業務 | (16)プール循環ろ過装置保守点検 |
| (17)プール排水水質検査 | (18)屋外遊具・体育器具点検 |
| (19)砂場殺菌消毒業務 | (20)樹木剪定作業他業務 |
| (21)側溝清掃業務 | (22)雨水排水設備点検業務 |

※水桜学園・門真はすはな中学校は「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」に基づく管理業務を含みます。

※令和9年度より、水桜学園グラウンド（約8,711m²）の管理業務が加わります。

5. 修繕等業務

不具合個所について修繕業務を実施。金額は130万円（税込み）以下のものを対象とする予定です。また、内製化修繕（本業務受託者自らが簡易な修繕等を行うこと）も想定しています。

※令和6年度 修繕実績件数（概算のため、多少の増減があります。）

門真はすはな中学校 12件 五月田小学校 16件 沖小学校 14件 第五中学校 23件

水桜学園は令和8年度竣工の為、実績無し。